



問題集 (保税工場用)

下記の記述につき、正しいものに「○」、また、間違っているものには「×」を記入してください。

	問題	回答
1	保税工場は、他の保税地域と異なり、その蔵置貨物の保税品を原料として加工・製造・混合を行うことができる。	○
	<p>関税法第56条第1項に、「保税工場とは、外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造(混合を含む。)」とある。 → 他の保税地域と同様に改装、仕分けその他の手入れができるほか、その蔵置貨物を原料として加工・製造(混合を含む)ができる。</p>	
2	外貨原料は既にOLTで保税工場に搬入しているが、IM承認しなくても保税作業(加工・製造・混合)に使用することができる。	×
	<p>関税法第57条に、「当該保税工場において当該貨物を保税作業に使用することが承認(IM承認)された」とある。 ※既にIMしていると勘違いして、OLTのままで保税作業をはじめてしまい、非違になった事例がある。</p>	

3	<p>保税工場に外国貨物(原料、仕掛品、製品)を置くことができる期間は、IM(再IM)承認の日から2年間である。</p>	
<p>関税法第57条に、「保税作業に使用することが承認(IM承認)された日から2年とする」とある。また、「使用する外国貨物(当該外国貨物(外貨原料)を使用した保税作業による製品を含む)」とあるので、「仕掛品、製品」も対象となる。</p>		
4	<p>「総量管理適用指定保税工場」の外貨製品特定時期は、作業終了時であり、外貨原料はIM単位で管理して原料使用時にIM単位で引落をする。</p>	
<p>総量管理の外貨製品特定時期は、「製品出荷(OLT、積戻し申告)時」であり、原料管理は「内外貨の区分蔵置及びさし札」が不要でIM単位の管理も不要。製品の出荷時に(歩留りから原料を逆算して)【先入先出方式】で原料の引落しをする。</p>		
5	<p>指定保税工場(総量管理適用指定保税工場を含む)は、保税作業終了の都度に「保税作業終了届」を提出しなければならない。</p>	
<p>指定保税工場(総量管理適用指定保税工場を含む)は、「外国貨物加工製造等報告書」により、前月分の保税作業実績を翌月10日までに提出しなければならない。</p>		